雇用保険事務手続きの手引き

あなたの事業所の番号

雇用保険適用事業所番号　《雇用保険の諸届出の際に必要な番号です。》

□□□□－□□□□□□－□

労働保険番号　《労働保険の納付申告、諸届出の際に必要な番号です。》

府　県	所掌	管　轄	基　幹　番　号						枝　番　号	

厚生労働省職業安定局雇用保険課

兵庫労働局職業安定部職業安定課

ハローワーク（公共職業安定所）

は　じ　め　に

本冊子の目的

雇用保険制度は事業主の行う届出・申告などを前提にして運営され、事業主の方は新たに従業員を雇い入れたとき、従業員が離職したとき、あるいは、事業所を設置するときなどには、それぞれ所定の届出書によって公共職業安定所に届け出なければならないことになっています。

また、その給付に要する財源を労使の負担する労働保険料と国庫の支出により賄っており、労働保険料の申告・納付は、事業主の方が行うこととされています。したがって、雇用保険制度の具体的な手続きなどを事業主の方をはじめ関係する方々に理解していただき、適正な届出をしていただくことは本制度の円滑な運営にとって必要なことになります。

本冊子は様々な届出・手続きを実務的に出来るだけわかりやすくまとめたものとなっておりますので、お手続きの際に活用していただき、皆様方のご理解の一助となることを願っております。

労働保険とは

雇用保険と労災保険（労働者災害補償保険）を総称したもので、労働者を雇用する事業が開始された日から保険関係が生じ、保険加入者（事業主）は保険者（政府）に保険料を納付する義務を負い、被保険者（労働者）は保険事故（失業、業務災害、通勤災害）が生じた場合に、保険者に対して保険給付を請求する権利を持つという継続的な法律関係になっています。

雇用保険の手続き・・・・・事業所を管轄する公共職業安定所

労災保険の手続き・・・・・事業所を管轄する労働基準監督署または労働局

雇用保険とは・・・

雇用保険制度は、次の主要事業を行うなど雇用に関する総合的な機能をもった制度です。

①労働者が失業した場合に次の就職までの一定の間、生活の安定を図って就職活動を容易にするため「求職者給付」を行う。

②失業者の再就職の促進を図るため「就職促進給付」を行う。

③労働者の雇用の継続を図るため「雇用継続給付」を行う。

④労働者の能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため「教育訓練給付」を行う。

⑤労働者の雇用の安定、能力の開発等を図るため「雇用保険二事業」を行う。

労災保険とは・・・

労働基準法の災害補償の規定に基づく使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い被災者・遺族を援護するものです。

離職票は離職者のマイナポータルへ直接交付できます

離職者への迅速な書類交付のため「離職票直接交付」の活用をご検討ください。

雇用保険の離職手続きを電子申請で提出いただいた後、ハローワークによる審査 が終了したら自動的に離職票等の書類が離職者のマイナポータルに送信されます。

事業主のメリット

- 離職票の発送管理が不要
- 郵送事故や送付漏れのリスク軽減
- デジタル化・ペーパーレス化を推進

離職者のメリット

- 離職票を郵送より早く受け取れる
- マイナポータルでいつでも確認できる
- 早期の失業給付手続につながる

離職票が直接交付されるまでの流れ

STEP 1
離職者がマイナポータル連携を設定

STEP 2
電子申請で雇用保険の離職手続き
事業主 → ハローワーク

STEP 3
マイナポータルへ離職票を直接交付
ハローワーク → 離職者

※詳しい手順等については必ずこちらをご確認ください

リーフレット「2025年1月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスを開始します！」(厚生労働省HP)

利用条件

次のすべてを満たす場合に利用できます。

- □ マイナンバーと被保険者番号が適切に紐付いていること
- □ 離職者がマイナポータルと雇用保険WEBサービスを連携していること
- □ 事業主が電子申請で雇用保険の離職手続きを行っていること

※離職票が離職者本人に直接送付された場合には、事業所へは離職証明書(事業主控)のみお送りし、離職票は送付しません。
※離職者本人のマイナポータルに離職票が送付されている場合には、離職票に記載されている離職区分コードは個人情報に該当するため、事業所にお伝えすることができません。ご了承ください。

目　次

第１章　ハローワーク（公共職業安定所）からのお願い

１　ハローワークの窓口の利用について 1
２　届出書類の記載方法などの注意事項 1
３　ハローワークからお渡しした届出書類等の保管 2
４　不正受給について 3
５　審査請求について 5
６　雇用関係助成金について 5
７　電子申請について 6

第２章　雇用保険の適用について

１　適用事業とは 8
２　暫定任意適用事業とは 8
３　適用の単位 8
４　労働保険の適用のしくみ 8

第３章　適用事業所についての諸手続

１　事業所を新たに設置したとき 9
２　事業所の所在地、名称、および事業主の住所、名称、氏名、事業の種類に変更があったとき 15
３　事業を廃止・休止したとき、または雇用する労働者がいなくなったとき 18
４　労働保険料の申告・納付に関係する事務をまとめて処理したいとき 21
５　事業主が行うべき事務を工場長、支店長等に代理させるとき、またはその代理人を解任したとき 23
６　施設が適用事業所にあたらないとき 24
７　事業所関係の届出をしたときにお渡しするもの 25
〇　適用事業所についての諸手続に関するＱ＆Ａ 27

第４章　労働保険料のしくみ

１　保険料の種類 28
２　保険率と労働保険料の計算方法 28
３　一般拠出金について 30
４　概算保険料の申告と納付（一般保険料の場合） 30
５　確定保険料の申告 30
６　年度更新と納付手続 30
７　概算保険料の延納（分割納付） 31
８　保険料の負担 31
９　追徴金等の賦課 31

第５章　労働保険事務組合について
１　労働保険事務組合とは……32
２　労働保険事務組合に委託した場合のメリット……32
３　労働保険事務組合に委託することができる事業主は……32
４　労働保険事務組合に委託できる事務の範囲は……32
５　労働保険事務組合への委託料は……32
６　労働保険事務組合への委託手続は……32

第６章　被保険者について
１　被保険者の範囲……33
２　被保険者の種類……33
３　被保険者とならない者（適用除外）……34
４　「31 日以上の雇用見込み」に関する具体例……35
○　被保険者に関するＱ＆Ａ……38
○　被保険者に関する具体例……39

第７章　被保険者についての諸手続
１　被保険者となる労働者を新たに雇用したとき……42
２　離職等により被保険者でなくなったとき……48
３　被保険者が氏名を変更したとき……68
４　昭和 56 年７月以前から被保険者となっている方の届出について……69
５　被保険者が転勤したとき……70
６　被保険者が「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」第 21 条第１項に規定する雇用継続交流採用職員でなくなったとき……71
７　被保険者関係の届出をしたときにお渡しするもの……72
８　マルチジョブホルダーの手続き……74
９　資格取得届や資格喪失届等の提出後に内容を訂正する場合……75
○　被保険者に関する諸手続Ｑ＆Ａ……78

第８章　賃金について
１　雇用保険法上の賃金とは……82
２　労働保険料の算定となる賃金とは……82
３　離職証明書等に記載できる賃金とは……82
４　賃金の範囲に算入される現物給与とは……83
５　賃金と解されるものと、解されないものの具体例……84
参考１　失業等給付について……85
１　求職者給付……86
２　就職促進給付……92
３　教育訓練給付……93
参考２　日雇労働被保険者の給付について……97
１　雇用保険の適用を受ける日雇労働者とは……97
２　日雇労働被保険者を雇い入れた場合の手続は……97

第９章　雇用継続給付（高年齢雇用継続給付･介護休業給付）及び育児休業等給付受給のための手続について
１　事業主の皆様にお願いします！ 99
２　必ず本人にお渡しください！ 99
３　賃金等の記載に誤りや漏れはありませんか？ 99

第１０章　育児休業等給付について
１　育児休業等給付とは 100
２　育児休業等給付の基本的な流れ 101
３　出生時育児休業給付金について 103
４　育児休業給付金について 110
５　出生後休業支援給付金について 127
６　育児時短就業給付金について 136
７　その他 146
８　支給申請書等の記載例について 147
○　育児休業等給付に関するＱ＆Ａ 163
○　産後休業後の育児休業開始日早見表 171

第１１章　介護休業給付について
１　介護休業給付とは 172
２　介護休業給付の基本的な流れ 172
３　介護休業給付金について 173
４　その他 180
５　支給申請書等の記載例について 181
○　介護休業給付に関するＱ＆Ａ 185

第１２章　高年齢雇用継続給付について
１　高年齢雇用継続給付とは 187
２　高年齢雇用継続給付の基本的な流れ 188
３　高年齢雇用継続基本給付金について 190
４　高年齢再就職給付金について 201
５　離職等により被保険者資格を喪失したとき 204
６　年金と高年齢雇用継続給付との併給調整について 205
７　その他 206
８　支給申請書等の記載例及び通知例について 207
○　高年齢雇用継続給付に関するＱ＆Ａ 218
○　「支給率早見表」と「支給額早見表」（令和７年４月１日以降に受給資格を満たす方） 222
○　「支給率早見表」と「支給額早見表」（令和７年３月 31 日以前に受給資格を満たす方） 223

付録
１　職業分類の説明 224
２　産業分類表 225
３　労災保険率表 226
４　各種参考様式等 227